

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 7 1
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

診療報酬・新型コロナ特例

医科

電話・情報通信機器を用いた 診療の特例は7/31をもって廃止

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。令和5年3月31日の事務連絡で示された通り、7月31日をもって、「電話・情報通信機器を用いた診療の特例（0410対応）」が終了します。8月1日以降、「電話診療」に基づいた処方はできません。今後、対面診療以外で薬を処方するには「情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出」が必要です。概要を以下に示します。

令和5年7月31日をもって廃止となる特例

令和5年 7月31日で 廃止となる特例	電話等初診料（214点・111016150） 電話等再診料（73点・112026750） 外来診療料（74点・112026850） 慢性疾患等の診療（147点・113045650） 精神疾患の精神療法（147点・180070750）
8月1日以降の 注意事項	<ul style="list-style-type: none">・電話診療に基づいた処方が出来なくなります。・8月以降も対面診療以外で薬を処方するには令和5年7月31日までに情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出が必要になります。（初診料251点、再診料・外来診療料73点）・「情報通信機器を用いた診療」の情報通信手段に<u>電話は含まれません。</u>

ご不明な点は鳥取県保険医協会事務局まで
お問い合わせください。

